

事 務 連 絡 平成29年3月29日

動物医薬品検査所 御中

消費·安全局畜水産安全管理課 薬事審査管理班長

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県あて通知したので、御了知ください。



事 務 連 絡 平成29年3月29日

北海道畜産主務課 御中

農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課 薬事審査管理班長

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正す る省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(平成29年農林水産省令第19号)が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

## 1 改正の内容

(1) 「セフチオフルを有効成分とする注射剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」並びに「使用禁止期間」を設定。

牛に係る「用法及び用量」において、「耳根部皮下に注射する こと。」としているとおり、投与部位は牛の耳根部に限定されて います。

なお、誤って頚部に注射した場合には、使用禁止期間経過後も 長期に渡り残留する結果が得られています。

- (2) 「塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」並びに「使用禁止期間」を設定。
- 2 施行期日 平成29年3月29日
- 3 参考

本件に関連する動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

・セフチオフルを有効成分とする注射剤 ①販売名:エクセーデS(ゾエティス・ジャパン株式会社) 有効成分:セフチオフル

効能又は効果

有効菌種:アクチノバチルス プルロニューモニエ、パスツレラ

ムルトシダ、ヘモフィルス パラスイス、ストレプトコ

ッカス・スイス

適応症:豚;細菌性肺炎

②販売名:エクセーデC(ゾエティス・ジャパン株式会社)

有効成分:セフチオフル

効能又は効果

有効菌種:マンヘミア ヘモリチカ、パスツレラ ムルトシダ、ヒ

ストフィルス ソムニ

適応症:牛;細菌性肺炎

・塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤

③販売名:エクセネルRTU(ゾエティス・ジャパン株式会社)

有効成分:塩酸セフチオフル

効能又は効果

有効菌種:牛;マンヘミア ヘモリチカ、パスツレラ ムルトシダ、

ヒストフィルス ソムニ

豚:アクチノバチルス プルロニューモニエ、パスツレ

ラ ムルトシダ、ヘモフィルス パラスイス、スト

レプトコッカス・スイス

適応症:牛、豚;細菌性肺炎

## 〇農林水産省令第十九号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条の四第一 項の規定に基づき、 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正す

る省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

農林水産大臣 山本 有二

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品 の使用の規制に関する省令 (平成二十五年農林水産省令第四十四号) の 一 部を次

のように改正する。

別表第一 硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。

	分とする注射剤	セフチオフルを有効成
	•	4
射すること。	(力価) 以下の量を耳根部皮下に注	1日量として体重1kg当たり6.6mg
	殺する前14日間	食用に供するためにと

	豚	1日量として体重1kg当たり5mg(	食用に供するためにと
		力価)以下の量を筋肉内に注射する	殺する前70日間
		こと。	
塩酸セフチオフルを	有	1日量として体重1kg当たり1mg(	食用に供するためにと
効成分とする注射剤		力価)以下の量を筋肉内に注射する	殺する前12日間又は食
		こと。	用に供するために搾乳
			する前12時間
	豚	1日量として体重1kg当たり3mg(	食用に供するためにと
		力価)以下の量を筋肉内に注射する	殺する前3日間
		こと。	

室 宝

この省令は、公布の日から施行する。